

20010年04月27日

国土交通大臣 前原 誠司 様

九州地方整備局長 岡本 博 様

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

第7回「ダムよらない治水を検討する場」

球磨川水系における治水対策の基本的考え方に対する意見書

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	代表	中島 康
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会	会長	緒方俊一郎
球磨川大水害体験者の会	会長	堀尾 芳人
川辺川利水訴訟原告団	団長	茂吉 隆典
美しい球磨川を守る市民の会	代表	出水 晃
やつしろ川漁師組合	組合長	毛利 正二
川辺川・球磨川を守る漁民有志の会	代表	吉村 勝徳

連絡先 中 島 康



はじめに

第7回「ダムによらない治水を検討する場」に提起された具体的対策の内容を見ますと、第1回の「ダムによらない治水を検討する場」が開催される時に住民が提起した具体的対策と重なるものも多く見られますが、住民が求めている「ダムによらない治水対策」とは基本的な面で大きな隔たりがあります。

その主要な原因はいまなお基本高水の治水の考え方を固守し続けておられるからです。いま、河川管理者たちに求められているのは川に対する価値観・自然観を大転換させることではないですか。宝としての球磨川水系を守りたいと願う住民の考えに頭を切り替えない限り、「ダムによらない治水対策」を実現させることはできないでしょう。「ダムによらない治水を検討する」という名のもとに再びコンクリートづけの川破壊の世界に立ち戻っていかないことを強く求めます。

[I] 治水対策の「基本的考え方」に対する意見

(1) 「基本的考え方」には基本理念が欠落している

蒲島知事は、川辺川ダム建設中止の基本的な要因として「球磨川そのものが守るべき宝」を取り上げられました。この発言にどれ程多くに流域住民が涙したことでしょう。流域住民が川辺川ダム建設に強く反対した背景に「宝としての球磨川水系を守りたい」という強い願いがあったからです。

ところが、第7回ダムによらない治水を検討する場に提案された「球磨川水系における治水対策の基本的考え方」のどこにもこのような考え方反映されていません。これでは「ダムによらない治水」を考える大黒柱を取り外してしまったに等しいとしかいえません。「ダムによらない治水」に関する基本的考え方という以上、流域住民が宝としてきた球磨川の再生を前提にした治水対策に取り組む基本理念が明記されなければなりません。

(2) 「検討する場」の位置づけには重大な問題がある

「今後河川管理者が作成する球磨川水系河川整備計画へ反映」させるとありますが、この河川整備計画は河川整備基本方針に基づいているものです。この河川整備基本方針は人吉地点 $7000 \text{ m}^3/\text{s}$ という基本高水を前提にしたものであり、川辺川ダム建設の必要性を述べているものでしかありません。これは「検討する場」で検討しなければならないダムによらない治水の考え方とは全く違ったものです。

もし、国交省が「検討する場」で掲げた「ダムによらない治水」を尊重するのであれば、球磨川水系河川整備基本方針にも「ダムによらない治水の考え方」

が反映されなければならないでしょう。そうでなければ、川辺川ダム建設中止を掲げた政府の方針とも違ったものになってしまいます。

現に、国交省が「検討する場」に提起しておられる治水対策は球磨川水系河川整備基本方針に示された枠の中でのものでしかありません。国交省の責任ある対応を望みます。

(3) 治水安全度の概念の内容を明らかにすること

安全度という概念は一般的には基本高水を決定するときに採用されている計画の規模（確率年）として使用されています。国が開催している有識者会議では「被害軽減効果」と定義して安全度を使用しています。

いずれにしても、ダムによらない治水を検討する場においては使用すべき概念ではないはずです。もし、どうしても使用する必要性があるなら、どのような概念で使用するのか定義する必要があります。そうでなければ、いつまでもダム治水を引きずったままのダム代替え案程度の「ダムによらない治水」議論を繰り返しているだけになります。もう一度繰り返します。川辺川ダム建設中止は宝としての球磨川水系を守るためです。

(4) 守るべき宝の川を前提にした治水対策に徹すること

想定された洪水を洪水調節施設と河川に閉じ込めてしまうコンクリート治水から流域住民が宝としてきた生き物が育む豊かな川の再生と保全を前提にした治水対策に切り替えるために川辺川ダム建設に反対してきたことを河川管理者はしっかりと受け取るべきです。この認識なしに「ダムによらない治水対策」を正しく実現させることはできません。

以上のことと関連して下記二つの問題点も書き加えます。

「従来想定していた治水安全度には達しないため」とありますが、巨大ダム建設のために想定された基本高水治水に「ノー」を叩きつけた民意を無視し、いまなお基本高水治水から一歩も踏み出そうとしない姿勢にこそ大きな誤りがあると言わなければなりませんし、厳しく批判されなければなりません。

また、上下流バランスを持ち出すのであれば、昭和40年水害を引き起こしたときの河川工事の決定的誤りを同時に述べるべきでしょう。（そうすれば、川辺川ダム建設は如何に無駄な公共事業として計画されたものでしかないことも同時に明確になります）

(5) ダムによらない治水の基本的考え方の欠如の具体的な現れ

「アユをはじめとする多くの動植物を育む球磨川の豊かな河川環境の保全・再生に配慮」とか、「森林の機能を低下させないよう、森林の所有者や関係機関

と連携」といったことが対策を進める上で留意すべき事項にされています。留意すべき事項などといっている認識レベルではダムによらない治水を実現させることはできません。

留意すべき事項に示された内容は「ダムによらない治水」の本道に位置づけられるものです。それが「配慮する」とか、「連携する」とか、「留意する」といった文言でしか提起できないのは、(2)で取り上げた球磨川水系河川整備基本方針を貫いている基本高水治水の枠の中にしかいない具体的な現れです。

留意事項 河川環境とは、川が川であり続けるための川のための環境のことであり、具体的には流域の浸透能や保水力が重要な課題となる。川の生態系や河川形態等はすべて川そのものである。

(6) 住民が求める「ダムによらない治水」の基本的な考え方とは

川の自然の営みを人間のエゴで奪いとらないことです。そのためには、川が本来必要としている領域を川のために出来るだけ多く保全することを原則としなければなりません。

そして、川を川として存続させている川のためのすべての環境を保全しなければなりません。同時に、川の存続を破壊している負の環境は速やかに除去しなければなりません。

以上、2つの基本的考え方を放棄した状態ではダムによらない治水対策を実現させることはできません。

(7) 人吉地点における過去の年最大流量の非科学的数値である

昭和40年の $5700 \text{ m}^3/\text{s}$ と昭和57年の $5500 \text{ m}^3/\text{s}$ はどのようにして求めた数値なのか科学的な説明はいまだありません。「ダム操作なし・氾濫なし」というだけでは何の科学的説明にもなっていません。数値だけを独り歩きさせています。そして、如何にも実際に発生した洪水のように見せかけています。この架空の洪水を使ってシミュレーションを展開してもなんの信憑性もありません。

(8) 昭和40年と昭和57年の水害を科学的に解明すること

洪水は自然現象であり、水害は社会現象です。水害を自然現象で解明することはできません。昭和40年水害体験者の方たちがいまなお徹底検証をせよと言っておられるのは水害を社会現象として科学的に解明されないまま放置されているからです。

昭和40年と昭和57年の水害を問題にするのであれば、その水害の科学を具体的に展開しなければならないでしょう。それなくして昭和40年や昭和57年のような洪水が発生した時の科学的な対策を立てることはできないでしょう。

[II] 治水安全度・地域防災力を向上させるため直ちに実施する

対策（案）に対する意見

萩原地区の堤防補強

現在の堤防の質的強化は十分に可能である。

案による事業は、河道の断面積を減少させ、流下能力を低下させ、結果として洪水水位を上昇させることになり、多額の費用と歳月をかけて直ちに実施しなければならないという緊急性はない。

下流部の掘削

堆積が著しい箇所等の掘削

河川の堆積物の撤去は、洪水時の水位を下げるために適時行われるべきであり、効果が期待できるものとして評価できる。河道の掘削を検討する前に平水位の状態での堆積物の撤去でも十分な効果が期待できるので、この地域に限定せず、流域の全域で実施していただきたい。

未対策地区の宅地嵩上げ

通常の河川改修事業で残された地区が対象になっていると思われるが、早急に未対策地区をなくすことが望まれる。

人吉橋下流左岸の掘削・築堤

この部分は通常の河川改修事業で残ってきたものであり、住民側は 10 年以上前からこの部分の工事を完成するよう再三申し入れていたものである。
早急に対応される事が望まれる。

堤防未整備地区の段階的築堤（川辺川：国管理区間）

新たな築堤については、立案の段階から地域の行政や流域の住民と協議をし、理解が得られた上ではじめることが必要である。

相良村でもっとも被害に遭いやすい地域は永江地区であり、緊急にやらなければならぬ対策は川辺大橋下流の堆積土砂の撤去である。

その他

堤防の質的強化対策は治水の有効な方法として十分に評価できる。

内水対策に関しては国、県、市町村が一体となって取り組む姿勢がほしい。

[Ⅲ]治水安全度・地域防災力を向上させるため引き続き

検討する対策（案）に対する意見

今回示された案だけではなく、引き続き関係市町村や流域の住民の声を聞きながら更なる治水対策の検討を進めてほしい。

私たち住民団体が提出している「自然の営みを重視した総合治水対策」（平成 20 年 12 月 9 日提出）、「国交省の治水対策案に対する要望書・意見書」（平成 22 年 2 月 18 日提出）は、水害による被害者の声を聞き専門家を交えて現地調査を行い、検討した対策（案）である。「検討する場」において私たちの案を十分に審議され、治水対策として取り上げられる事を望むものである。